

水質部会（平成 28 年度 第 1 回）資料 2 - 2 委員意見の対応 資料 2 - 2  
 生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直しについて

1 河川の水質汚濁における水質環境基準と水域類型の指定

環境基準は、水質汚濁について人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準（以下「水質環境基準」という。）として、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項に定められている。

水質環境基準には人の健康の保護に関する基準（以下「健康項目」という。）と生活環境の保全に関する基準（以下「生活環境項目」という。）の 2 つがある。健康項目は全水域に一律の基準が適用され、生活環境項目は、国又は県が水域の利用目的に応じて主な水域群別に類型指定を行い、水域ごとに定められた基準が適用される。

愛知県、国及び政令市では、水質汚濁防止法第 15 条に基づき、水域類型が指定されている 38 河川 49 水域で常時監視を行い、環境基準の達成状況を確認している（表 1）。

表 1 愛知県の河川における水域類型の指定の状況及び水質環境基準

類型区分	水域数	環境基準	類型区分	水域数	環境基準	(備考)
AA	4	1 mg/L 以下	C	14	5 mg/L 以下	表中の環境基準は生物化学的酸素要求量(BOD)※の値である。
A	10	2 mg/L 以下	D	10	8 mg/L 以下	
B	5	3 mg/L 以下	E	6	10 mg/L 以下	

※BOD：河川の有機汚濁の代表的な指標。

2 水域類型の指定状況及び見直しスケジュール

水域類型の見直しは、水域の利用の態様の変化等の事情の変更に伴い、適宜見直すこととされています。特に現在の水質が上位類型に関する基準を安定して満足している水域については、現在及び将来の利用目的、水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況などを勘案し、類型の見直しを行っている。

河川においては、前回の見直しから約 10 年が経過し、水質がさらに改善してきたため、県内を A から D までの 4 ブロックに分け、平成 28 年度から 31 年度にかけて、上位類型への水域類型の見直し等を順次行い、水質の保全に努めていく（表 2・図 1）。

今年度はブロック 1 の 10 河川 12 水域の水域類型の見直しを検討する。

表2 河川の水域類型の指定（見直し）状況

	指定年度	指定水域
当初の指定	昭和45年度～平成10年度	38河川49水域
前回見直し	平成7年度～16年度	14河川18水域
今回見直し	平成28年度	ブロック1
見直し予定	平成29年度	ブロック2
	平成30年度	ブロック3
	平成31年度	ブロック4

(備考) ブロック1: 庄内川等水域の一部（日光川、新川下流、五条川下流）、豊川等水域  
 ブロック2: 矢作川水域    ブロック3: 境川等水域  
 ブロック4: 庄内川等水域（ブロック1の水域を除く。）、その他の水域

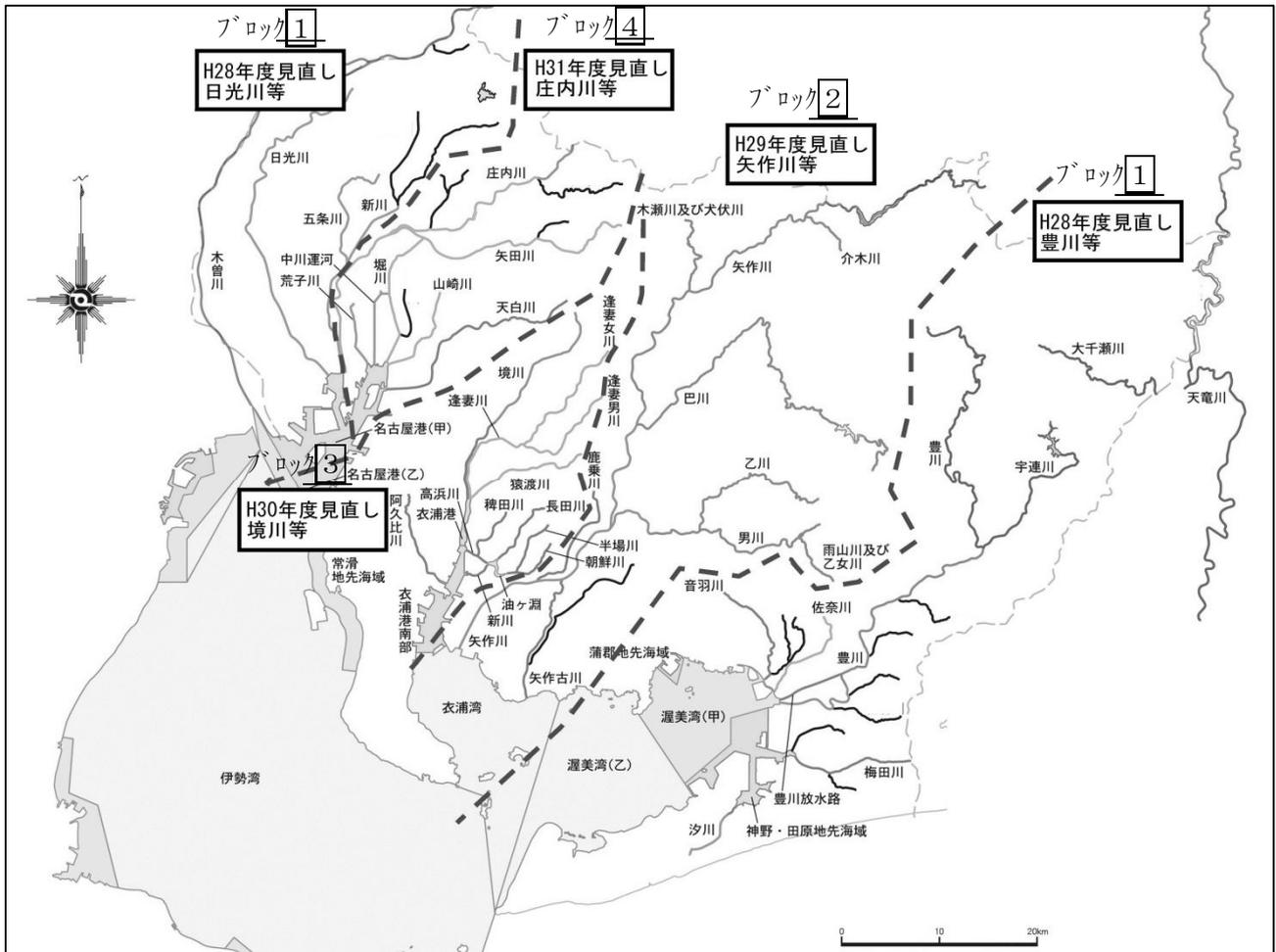


図1 類型指定の見直し予定図

### 3 水域類型の見直しの考え方

#### (1) 国の考え方

水域類型の見直しに係る国の考え方は、平成19年9月5日中央環境審議会水環境部会陸域環境基準専門委員会（第1回）資料により、次のように示されている。

##### 1) 見直しを検討する水域

上位類型の基準を満足している水域

##### 2) 見直しの考え方

上位類型の基準を満足していることの判断は以下のとおりとする。

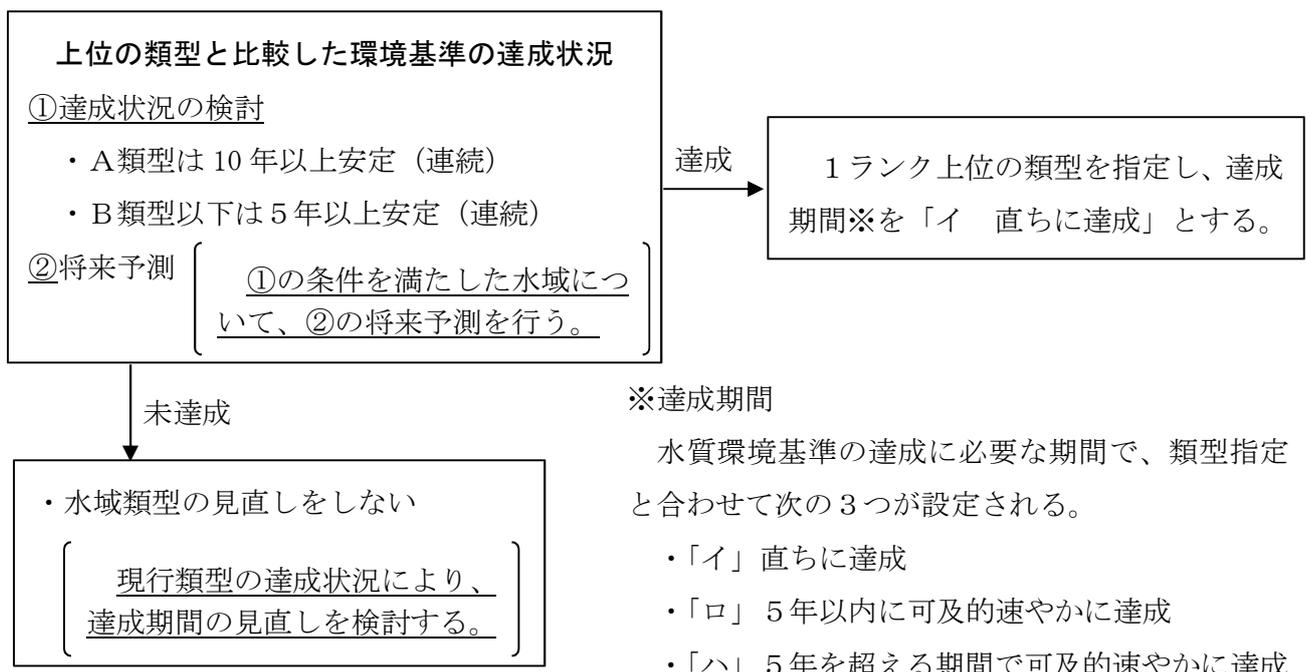
- ① 原則として5年以上安定して上位類型の基準を満足しているB類型以下の水域
- ② 原則として10年以上安定してAA類型を満足しているA類型の水域
- ③ 水域類型の見直しにあたっては、BODの測定値を基本に検討し、その他の項目については必要に応じて考慮して進めるものとする
- ④ 湖沼と併せて水系単位で見直しを検討し、水系内での検討を進める

#### (2) 県の考え方（案）

国の考え方に鑑み、BODの測定値を基本に検討し、その他の項目については必要に応じて考慮して進めるものとする。

考え方については、以下のフローによる。

#### < 水域類型の見直しの考え方 >



### (3) 検討方法

検討方法は、公共用水域水質調査結果による過去5年又は10年の生物化学的酸素要求量(BOD75%値)の達成状況を踏まえた上で、人口動態・下水道普及率等による将来の水質(5年後、10年後)の予測(BOD75%値)を行い、1ランク上位の類型と比較した環境基準の達成状況によるものとする。

なお、水質予測で行う汚濁解析は、流域別下水道整備総合計画調査指針と解説(平成27年1月 国土交通省水管理・国土保全局下水道部)に準じて行う。

(参考)

## 1 関連する国の通知等

**【水質汚濁に係る環境基準について】**(昭和 46 年環境庁告示第 59 号) (抄)

### 第4 環境基準の見直し

1 環境基準は、次により、適宜改訂することとする。

(1)、(2) 略

(3) 水域の利用の態様の変化等事情の変更に伴う各水域類型の該当水域および当該水域類型に係る環境基準の達成期間の変更

2 1の(3)に係る環境基準の改定は、次に掲げる事項によること。

ア 水質汚濁に係る公害が著しくなっており、又は著しくなるおそれのある水域を優先すること。

イ 当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等を勘案すること。

ウ 当該水域の利用目的及び将来の利用目的に配慮すること。

エ 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。

(以下、省略)

**【水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定の一層の適正化及び水質汚濁防止法の厳正な運用について】**(平成 6 年環水管第 167 号環境庁水質保全局水質管理課長通知) (抄)

- ・ 現在、将来の利用目的等に照らして変更する必要がある水域は速やかに見直す。
- ・ 特に上位類型を達成・継続して維持している場合は、現在・将来の利用目的を十分検討のうえ、積極的に見直す。

**【環境省の類型見直しの考え方】**

(平成 19 年 中央環境審議会水環境部会 陸域環境基準専門委員会(第 1 回)資料(抜粋))

(1)見直しを検討する水域

上位類型の基準を満足している水域

(2)見直しの考え方

上位類型の基準を満足していることの判断は以下のとおりとする

- ① 原則として 5 年以上安定して上位類型の基準を満足している B 類型以下の水域。
- ② 原則として 10 年以上安定して AA 類型を満足している A 類型の水域。
- ③ 水域類型の見直しにあたっては、BOD の測定値を基本に検討し、その他の項目については必要に応じて考慮して進めるものとする。
- ④ 湖沼と併せて水系単位で見直しを検討し、水系内での検討を進める。

## 2 生活環境の保全に関する環境基準

### 2.1 河川（湖沼を除く。）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN/100mL 以下
A	水道2級 水産1級 及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN/100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水の欄 及びEのもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2 mg/L 以上	—
備考						
1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。						
2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる）。						

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の  
 水産生物用  
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 " 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

## 2. 2 環境基準の達成状況の評価

類型指定された水域における BOD の環境基準達成状況の年間評価は、当該水域の環境基準点における日間平均値の年間 75%水質値が当該水域に当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準に達成しているものと判断することとされている。

75%水質値とは、年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ  $0.75 \times n$  番目（ $n$  は日間平均値のデータ数）のデータ値のこと。

## 2. 3 達成期間（昭和 60 年環水管第 126 号環境庁水質保全局長）

水質汚濁に係る環境基準の達成期間の区分は、原則として次のとおりとする。なお、「ハ」は遅くともおおむね 10 年以内に達成することを目途とする。

「イ」：直ちに達成

「ロ」：5 年以内で可及的速やかに達成

「ハ」：5 年を超える期間で可及的速やかに達成

### 3 水質汚濁に係る環境基準(河川：BOD等)の水域類型の指定状況

	水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考		
ブロック 4	木曽川水域	木曽川中流	落合ダムから犬山頭首工まで	A	ロ	昭和45年9月1日 閣議決定		
		木曽川下流	犬山頭首工より下流	A (B)	イ (ロ)	平成14年7月15日 環境省告示 (昭和45年9月1日 閣議決定)		
ブロック 1	庄内川等 水域	五条川下流	待合橋より下流	E (E)	イ (ハ)	平成8年3月29日 愛知県告示 (昭和46年5月25日 閣議決定)		
		新川下流	新橋より下流	E	ハ	昭和46年5月25日 閣議決定		
日光川		全域	E	ハ				
ブロック 4	庄内川等 水域	庄内川中流(1)	水野川合流点より上流	B (C) (C)	イ (イ) (ロ)	平成12年3月31日 愛知県告示 (昭和61年3月31日 愛知県告示) (昭和46年5月25日 閣議決定)		
		庄内川中流(2)	水野川合流点から水分橋まで	D (D)	イ (ハ)	平成8年3月29日 愛知県告示 (昭和46年5月25日 閣議決定)		
		庄内川下流	水分橋より下流	D (E)	イ (ハ)			
		矢田川上流	大森橋より上流	D	ロ	昭和46年5月25日 閣議決定		
		矢田川下流	大森橋より下流	D (E) (E)	イ (イ) (ロ)	平成17年3月25日 愛知県告示 (平成8年3月29日 愛知県告示) (昭和46年5月25日 閣議決定)		
		名古屋市内 水域	荒子川	全域	E (E)	イ (ハ)	平成9年3月31日 愛知県告示 (昭和45年9月1日 閣議決定)	
	中川運河		全域	E (E)	イ (ハ)			
	堀川		全域	D (E)	イ (ハ)			
	山崎川		全域	D (E)	イ (ハ)			
			天白川	全域	C (E)	イ (ハ)		
ブロック 3	境川等水域	境川上流	新境橋より上流	B	ハ	昭和45年9月1日 閣議決定		
		境川下流	新境橋より下流	C	ロ			
		逢妻川上流	境大橋より上流	D	ハ			
				逢妻川下流	境大橋より下流	D (E)	イ (ロ)	平成10年3月30日 愛知県告示 (昭和45年9月1日 閣議決定)
				猿渡川	全域	D	ハ	昭和45年9月1日 閣議決定
				朝鮮川	全域	C (C)	イ (ロ)	平成10年3月30日 愛知県告示 (昭和45年9月1日 閣議決定)
				半場川	全域	C	ロ	昭和45年9月1日 閣議決定
				長田川	全域	C	ロ	
				穂田川	全域	C	ロ	
				高浜川	全域	C	ロ	
		新川	全域	C	ロ			
		阿久比川	全域	C	ロ	昭和47年3月31日 愛知県告示		
ブロック 2	矢作川水域	矢作川上流(1)	矢作ダムより上流の矢作川	AA	イ	昭和48年3月30日 愛知県告示		
		矢作川上流	矢作ダムから明治用水頭首工ま	A	イ	昭和45年9月1日 閣議決定		
		矢作川下流	明治用水頭首工より下流	B	イ			
		乙川上流	岡崎市取水口より上流	A	イ			
				乙川下流	岡崎市取水口より下流	B (C)	イ (ロ)	平成12年3月31日 愛知県告示 (昭和45年9月1日 閣議決定)
				巴川	全域	A	イ	昭和45年9月1日 閣議決定
				矢作古川	全域	C	イ	昭和48年3月30日 愛知県告示
				鹿乗川	全域	C	ロ	昭和50年3月31日 愛知県告示
				介木川	全域	A	イ	平成8年3月29日 愛知県告示
				男川	全域	A	イ	
		雨山川及び 乙女川下流	雨山川全域及び雨山川合流点より 下流の乙女川	A	イ			
		木瀬川及び 犬伏川下流	木瀬川全域及び木瀬川合流点より 下流の犬伏川	A	イ	平成11年3月31日 愛知県告示		
ブロック 1	豊川等水域	豊川上流	宇連川合流点より上流	AA	イ	昭和46年5月25日 閣議決定		
		豊川中流	宇連川合流点から豊橋市下条上 水道取水地点まで	A (A)	イ (ロ)	平成11年3月31日 愛知県告示 (昭和46年5月25日 閣議決定)		
		豊川下流	下条上水道取水地点より下流	B (B)	イ (ロ)			
		宇連川	全域	AA	イ	昭和46年5月25日 閣議決定		
		豊川放水路	全域	C (C)	イ (ハ)	平成11年3月31日 愛知県告示 (昭和46年5月25日 閣議決定)		
		梅田川	全域	C	ハ	昭和50年3月31日 愛知県告示		
		音羽川	全域	C (C)	イ (ロ)	平成11年3月31日 愛知県告示 (昭和62年3月30日 愛知県告示)		
		佐奈川	全域	D (E)	イ (ハ)			
				汐川	全域	E	ハ	昭和62年3月30日 愛知県告示
4	天竜川水域	大千瀬川	静岡県境より上流	AA	ロ	平成8年3月29日 愛知県告示		